議案第百六号

フォローアップ除染、再除染の基準の明確化及び制度の構築を求める意見書提出の件

本議案を、福島市議会会議規則第十四条第二項の規定により別紙のとおり提出いたします。

平成二十七年六月十五日

福島市議会議長　佐　藤　一　好　様

提　出　者

東日本大震災復旧復興対策並びに

原子力発電所事故対策調査特別委員会　委員長

小　野　京　子

（別紙）

フォローアップ除染、再除染の基準の明確化及び制度の構築を求める意見書

福島市では、一日も早く市民の不安を解消するため、市が主体となり市内全域で放射性物質の除染を進めてきたが、除染を行った地区においても、国が除染実施区域の基準とする毎時〇・二三マイクロシーベルトを超えている場所もあり、このような場所については、今後も引き続きモニタリングを行い、フォローアップ除染、再除染を行う必要がある。

国では除染の効果について、面的に維持されるとして基本的に再度の面的除染を実施しないが、除染効果が維持されていない箇所が確認された場合には、個々の現場の状況に応じた原因把握を行い、合理性や実施可能性を判断した上で、必要なフォローアップ除染の実施が可能であるとの見解を示している。しかし、フォローアップ除染、再除染の実施にあたっては、現在、その都度国と協議し対応しなければならず、除染の推進における大きな障壁となっており、本市除染作業の迅速な対応に支障をきたしているのが現状である。

よって、国においては、フォローアップ除染、再除染の基準を早期に明確に示すとともに、市町村でその基準に基づき迅速なフォローアップ除染、再除染の実施が可能となる制度を構築するとともに、その実施に必要な財源措置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成　　年　　月　　日

福島市議会議長　佐　藤　　一　好

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
環境大臣
復興大臣　　あて

（提案理由）

国に対し、市町村での迅速な除染を推進する上で必要なフォローアップ除染、再除染の基準の早期明確化と市町村での迅速な対応が可能となる制度の構築を求めるため、本意見書を提案する。